



# セカンドオピニオン

徳島県

2026年6月1日

## サステナビリティボンド・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部  
担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は、徳島県のサステナビリティボンド・フレームワーク(2026年6月策定)が以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)	グリーンボンドガイドライン(2024、環境省)
ソーシャルボンド原則(2025、ICMA)	ソーシャルボンドガイドライン(2021、金融庁)
サステナビリティボンド・ガイドライン(2021、ICMA)	

### ■資金使途(グリーン)

事業区分	適格プロジェクト例	環境面での目標
再生可能エネルギー	・県有施設への再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備や蓄電池等)導入	気候変動の緩和
エネルギー効率	・県有施設における高効率機器(LED等)の導入 ・県有施設のZEB化またはそれに準ずる省エネ化	気候変動の緩和
クリーン輸送	・環境配慮車の購入	気候変動の緩和
生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理	・水域環境保全(藻場の造成) ・森林整備 ・林道整備	生物・自然資源の保全
気候変動に対する適応	・浸水対策 ➢ 河川改修・改良・維持補修 ➢ 老朽ため池等整備 ・高潮対策 ➢ 海岸保全施設整備 ・土砂災害対策 ➢ 治山(地すべり防止、急傾斜地崩壊対策) ➢ 砂防	気候変動への適応

■ 資金使途(ソーシャル)

事業区分	対処する社会的課題・社会的な目標 適格プロジェクト例	対象となる人々
手ごろな価格の基本的 インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理・防災体制の再構築                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害活動拠点施設の受変電設備の更新等</li> </ul> </li> </ul>	自然災害の罹災者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県有施設の老朽化・防災対策</li> </ul> </li> </ul>	地域住民・企業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な地域コミュニティの実現                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新ホール整備</li> </ul> </li> </ul>	地域住民・企業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い持続可能で豊かな生活の実現                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 緊急避難場所や指定避難場所等の整備</li> <li>➢ 農業水利施設の老朽化対策</li> <li>➢ 漁港施設整備</li> <li>➢ 水産物供給基盤機能保全</li> <li>➢ 長寿命化計画に基づく施設整備(河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等)</li> <li>➢ 橋りょうの修繕や震災対策</li> <li>➢ 公園施設の防災機能の強化</li> <li>➢ 港湾補修</li> <li>➢ 災害対策拠点施設の長寿命化</li> </ul> </li> </ul>	地域住民・企業 自然災害の罹災者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全対策の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 歩道の整備や交差点改良</li> <li>➢ 非常用信号機電源付加装置の整備</li> </ul> </li> </ul>	地域住民・企業 障がい者(児) 自然災害の罹災者
必要不可欠なサービス へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備</li> </ul> </li> </ul>	地域住民・企業 高齢者と脆弱な若者 障がい者(児) 女性 性的及びジェンダーマイ ノリティ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行うことが出来る環境の実現                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 児童館整備</li> </ul> </li> </ul>	子ども
手ごろな価格の基本的 インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる人々の教育機会の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県立学校施設の長寿命化</li> </ul> </li> </ul>	子ども 障がい者(児)
必要不可欠なサービス へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児(者)の安心・安全の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社会福祉施設等における施設整備(補助含む)</li> </ul> </li> </ul>	障がい者(児)

必要不可欠なサービスへのアクセス	・ダイバーシティの推進 ➤ 県立支援学校における施設整備 ➤ 精神障がい者地域共生総合支援	障がい者(児)
社会経済的向上とエンパワーメント	・交通安全対策の推進 ➤ 道路のバリアフリー化(視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応化、歩行者支援装置の整備)	地域住民・企業 障がい者(児) 自然災害の罹災者
手ごろな価格の住宅	・あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保 ➤ 県営住宅建設	県営住宅を必要とする人々

## 1. 資金調達者の概要



[徳島県章]

### (1) 徳島県の特徴

- 徳島県は四国の東部に位置し、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接する。山地が多く全面積のおよそ8割を占める。鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をはぐくんできた。
- 文化・伝統については、400年の歴史を持つ「阿波おどり」が有名である。全国から大勢の観光客が訪れ、街全体が熱気に包まれる。
- 産業については、温暖な気候と、吉野川沿いの平野を中心とした恵まれた自然環境を活かし、野菜では「なると金時(さつまいも)」「にんじん」「れんこん」、果樹では「みかん」「すだち」「なし」などの生産が盛んである。また、酪農、肉用牛、養豚、養鶏の畜産業も盛んである。さらに、徳島県は瀬戸内海、紀伊水道、太平洋と性質の異なる三つの海に面しており、古くから沿岸漁業が盛んで、マダイやシラス(チリメン)、ハモ、アワビ類など、様々な魚介類を漁獲しているほか、ハマチやワカメ、ノリ類などの養殖業も盛んである。化学・電子部品といった産業に強みを持ちつつ、内陸部にも情報通信産業のサテライトオフィスが多く進出するなど、様々な産業がバランス良く発展し、特定の産業に大きく依存しないという特徴を持つ。また、女性が社長を務める企業の割合が日本で最も高く、女性活躍が進んでいる点も特徴である。
- 清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に行われる活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島の実現に向け、全国で初めて「脱炭素社会の実現」を掲げる条例を制定する等、様々な環境関連の取り組みを実施している。

### (2) サステナビリティボンド・フレームワーク策定の目的

- 本フレームワークに基づく資金調達を契機として、脱炭素社会の実現に向けた「緩和策」と「適応策」を推進するグリーンプロジェクト、ダイバーシティ社会の実現を推進するソーシャルプロジェクト双方のプロジェクトの推

進を図り、徳島版 SDGs の実装を加速させる。また、徳島県が地球温暖化対策をはじめ SDGs の実装に率先して取り組む姿勢を明確に示すことで、地域住民や事業者の SDGs に対する意識の向上を図り、県民主体による持続可能な社会の実現に繋げる。

## 2. 調達資金の使途

調達資金は本オピニオン P1～3 の表に記載の適格プロジェクト分類に係る新規事業資金及び借換資金に充当する。借換の場合は、グリーン適格プロジェクトのうち、環境改善効果を定量的にレポートすることが可能な資産の取得資金を対象とする。

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果・社会的効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

### (1) グリーンプロジェクトの環境改善効果

#### 県有施設への再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備や蓄電池等)導入

事業区分:再生可能エネルギー

貢献する SDGs:   

- 徳島県 GX 推進計画に掲げる目標「2030 年度クリーンエネルギー電力自給率 70%」の達成に向けて、県有施設に自家消費型の太陽光発電及び蓄電池等を率先導入する。
- 2015 年 12 月、地球の平均気温の上昇を 2℃未満に抑えるため、すべての国が温室効果ガス削減に向けて取り組むことを規定した「パリ協定」が採択され、2016 年 11 月に発効された。その発効に先立ち 2016 年 10 月、徳島県は全国で初めて「脱炭素社会の実現」を掲げる条例を制定し、同時に、2030 年度の温室効果ガスを 40%削減(2013 年度比)する目標を設定した。さらに、2020 年に策定した「徳島県気候変動対策推進計画(緩和編)」において、2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標を、2013 年度比で、40%削減から 50%削減に引き上げ、2024 年度に策定した「徳島県 GX 推進計画」においても同じ目標を掲げ、脱炭素への取り組みを一層強化している。
- 災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、地域で自立的に電力をまかなう体制を構築するため、防災拠点となる施設(病院や学校、庁舎)や避難所施設などで設備導入を着実に進め、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進する。

#### 県有施設における高効率機器(LED 等)の導入

事業区分:エネルギー効率

貢献する SDGs:   

- 県有施設において、寿命が長く省エネ性能の高い LED 等の高効率機器を積極的に導入する。
- 徳島県には、高輝度青色 LED を世界で初めて製品化し LED 生産量で世界トップレベルを誇る LED 素子メ

カーをはじめ、LED を用いた様々な応用製品を開発するメーカーが県内外から集積している。

### 県有施設の ZEB 化またはそれに準ずる省エネ化

事業区分：エネルギー効率

貢献する SDGs:   

- ・ 徳島県 GX 推進計画に掲げる目標「温室効果ガス排出量(2013 年度比)▲50%」の達成に向けた施策の一つとして、県有施設の新築・改修事業について、率先的に ZEB<sup>1</sup>を導入する。

### 環境配慮車の購入

事業区分：クリーン輸送

貢献する SDGs:   

- ・ 県の公用車の新規購入・更新の際に、環境配慮車(電気自動車、燃料電池自動車)を購入する。
- ・ 徳島県 GX 推進計画では、県の公用車の新規・更新は 100%電動車とすることを目標としている。電動車を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動や物流を脱炭素化するとともに、「走る蓄電池」として災害時の非常用電源に活用する。

### 水域環境保全(藻場の造成)

事業区分：生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理

貢献する SDGs:   

- ・ コンクリートブロックの設置や海藻の繁茂状況のモニタリングなどを通じて、産卵場や幼稚魚の育成場として重要な役割を果たす藻場を造成するなど、水域環境保全対策を実施し、沿岸域の漁業資源を維持・増大させる。

### 森林整備

事業区分：生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理

貢献する SDGs:   

<sup>1</sup> Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

- ・ 間伐や抜き伐りを進め、下層植生を増やし、長伐期林、複層林、針広混交林へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行うなど、森林整備を推進する。自然的条件や地域のニーズに対応し、森林の有する水資源の涵養や洪水防止機能などの多面的機能の維持・増進、森林環境の保全を図る。

## 林道整備

事業区分：生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理

貢献する SDGs:   

- ・ 山村と森林を結び、森林の適切な管理や間伐等の森林整備を行う基盤となる林道を整備する。森林を経由して山村と都市を結ぶ林道は、地域居住者の生活道であり、災害発生時には山村の孤立を防ぐ迂回路としての役割も担う。

## 浸水対策

事業区分：気候変動に対する適応

貢献する SDGs:  

### ■河川改修・改良・維持補修

- ・ 那賀川などの河川において、護岸・築堤・掘削等の改良工事を行う。また、勝浦川などの河川の堤防・護岸・樋門等の老朽化あるいは損壊箇所の補修、流水機能障害の要因となる堆積土砂の撤去、除草・伐木等を行うことにより、浸水被害の未然防止を図る。
- ・ 徳島県は、県下全域が台風の常襲地帯であるとともに、急峻な地形や脆弱な地質のため、以前から大規模な水害・土砂災害が繰り返し発生している。近年では、平成 26 年、27 年と 2 年連続し、夏季に那賀川流域において豪雨による浸水被害が発生した。
- ・ 流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県下全域を対象とする「とくしま流域水管理計画」に続き、流域単位で「流域水管理行動計画」を策定し、河川整備を計画的に進めるとともに、被害を軽減するためのソフト対策にも取り組む。

### ■老朽ため池等整備

- ・ ため池・頭首工・樋門・用排水機場・水路等の改修を行い、農地・農業用施設等の大雨・洪水被害等を防止し、農業生産の維持・農業経営の安定を図る。

## 高潮対策

事業区分：気候変動に対する適応

貢献する SDGs:  

## ■海岸保全施設整備

- ・ 堤防・突堤・護岸・砂浜など海岸保全施設の新設・改良、長寿命化対策を実施し、津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから人家や農地を守る。
- ・ 徳島県は、香川県や高知県とともに、香川県三豊市から徳島県鳴門市に連なる四国北東部の瀬戸内海に面する「讃岐阿波沿岸」、鳴門市から阿南市の蒲生田岬に連なる「紀伊水道西沿岸」、蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に連なる「海部灘沿岸」について、それぞれ海岸保全基本計画を策定している。
- ・ 讃岐阿波沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風(昭和 36 年)や平成 16 年の台風 16 号では、多くの地域で浸水被害が発生した。太平洋からの外洋性をおびる紀伊水道西沿岸や、太平洋に直面する海部灘沿岸は、台風などによる高波の影響を強く受ける。海岸保全基本計画では、それぞれの自然・社会状況、海岸保全の現況に応じた長期的な海岸保全策を講じている。

## 土砂災害対策

事業区分：気候変動に対する適応

貢献する SDGs:  

## ■治山(地すべり防止、急傾斜地崩壊対策)

- ・ 山地災害危険地区で、山崩れ、地すべりなどの早期復旧や未然防止のために、治山ダム工等の必要な整備を行う。地すべり防止区域において、林野ではアンカー工・集水ボーリング工等の地すべり防止施設の整備、耕地では土留めや排水路・排水ボーリングの整備などを行う。急傾斜地崩壊危険区域では、擁壁工、排水工、法面工などの崩壊防止施設を設置する。
- ・ 徳島県は地質が非常に脆弱であることから、県内に多数の地すべり地が分布しており、年間降水量に比例して県内の山地災害の被害は増加する傾向にあることから、これらの対策に取り組んでいる。

## ■砂防

- ・ 土石流危険渓流では、土石流災害から下流の人家、公共施設等を守るため、砂防堰堤などの砂防設備を整備する。その他、土砂災害警戒システムの機能強化などを行い、災害対策を流域一体となって推進する。

## (2) ソーシャルプロジェクトの社会的効果

### 危機管理・防災体制の再構築

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：自然災害の罹災者

貢献する SDGs:  

### ■災害活動拠点施設の受変電設備の更新等

- ・ 大規模災害発生時の活動拠点に位置付けられている各庁舎について、発災時においても庁舎機能を維持し、業務継続を可能とするため、受変電設備の更新・改修等を行う。

### 安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献

事業区分: 手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々: 地域住民・企業



貢献する SDGs:

### ■県有施設の老朽化・防災対策

- ・ 県施設の老朽化・防災対策を行う。鳴門総合運動公園野球場は、1973年の開場以来50年が経過し、球場内各所に壁面のクラックや雨漏りが生じるなど老朽化が進行している。今後も引き続き安全・安心な球場として利用を続けていくために内野スタンドを全面改築する。

### 包括的な地域コミュニティの実現

事業区分: 手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々: 地域住民・企業



貢献する SDGs:

### ■新ホール整備

- ・ 県民の文化活動のさらなる促進と発信、将来の文化芸術を担う人材の育成、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、県都の中心市街地活性化による県全域のにぎわい創出等を図るため、新ホールの整備を行う。

### 災害に強い持続可能で豊かな生活の実現

事業区分: 手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々: 地域住民・企業、自然災害の罹災者



貢献する SDGs:

### ■緊急避難場所や指定避難場所等の整備

- ・ 鳴門総合運動公園野球場や新ホールなど県有施設の整備に際し、緊急避難場所や指定避難場所等の機能を備え、災害時の影響の低減を図る。

**■農業水利施設の老朽化対策**

- ・ 老朽化した農業水利施設に対し、機能保全計画に基づく効率的な機能保全対策を実施し、農地、人家に対する洪水被害を防止する。

**■漁港施設整備**

- ・ 地震津波対策としての防波堤・岸壁対策工や、水産物の品質確保、衛生管理対策の向上、陸揚げ・集出荷機能の強化を目的とした荷さばき所の整備等を行う。また、災害復旧・復興活動のための緊急物資一時保管場所の整備や、施設利用者の快適性や安全性向上に向けた、漁港及び周辺環境や景観と調和する緑地の整備等を実施する。

**■水産物供給基盤機能保全**

- ・ 漁港施設の機能保全計画の策定及び保全工事や、消波ブロック設置など防波堤の改良による地震・津波に対応した外郭・係留施設の機能強化を推進する。

**■長寿命化計画に基づく施設整備（河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等）**

- ・ 長寿命化計画に基づいた河川管理施設の更新等を実施し、施設機能の確保を図る。徳島県の排水機場・堰等の河川管理施設の多くは高度経済成長期に整備され、供用開始後約 50 年が経過しているため、計画的・集中的な更新・修繕を実施し、老朽化に対応する。
- ・ 社会資本の整備その他の取り組みに関する計画及び長寿命化修繕計画に基づき、道路・橋りょう等の整備・補強等を行う。
- ・ 人命や資産を防護するため、海岸堤防等の海岸保全施設の機能の回復、強化に向けた長寿命化計画等を作成し、計画的に老朽化対策を実施する。

**■橋りょうの修繕や震災対策**

- ・ 橋りょうの修繕や震災対策を行い、施設の保全を図る。徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画では、南海トラフ地震の発生によって引き起こされる最悪の事態の一つとして、橋りょうをはじめとした交通インフラが被害を受け、長期にわたり機能停止する状況を想定している。被害を最小限に留めるため、緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化を進めている。

**■公園施設の防災機能の強化**

- ・ 県民の憩いの場となる都市公園の整備を促進するとともに、老朽化した公園施設の改修・改築や大規模災害に備えた防災機能の強化を図る。

**■港湾補修**

- ・ 老朽化が進行し機能が低下している物揚場の改良等を行い、施設の延命化を図る。また、耐震強化岸壁の整備、その他港湾施設の改良及び予防保全対策を実施する。

**■災害対策拠点施設の長寿命化**

- ・ 県立防災センター・消防学校の長寿命化対策を実施する。県立防災センター・消防学校は、平時には防災に関する体験学習等の防災啓発施設として、また、大規模災害が発生した際は、万代庁舎に設置される災害対策本部の補完機能や防災関係者の活動拠点等として利用される。

## 交通安全対策の推進

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民・企業、障がい者（児）、自然災害の罹災者

貢献する SDGs: 

### ■歩道の整備や交差点改良

- ・ 歩道や、信号機・道路標識をはじめとする交通安全施設の整備を推進し、通学路をはじめとする道路の安全性向上及び渋滞緩和を図り、歩行者及び自転車通行者の安全を確保する。

### ■非常用信号機電源付加装置の整備

- ・ 信号機電源付加装置を整備し、災害発生時等における停電発生時に、信号機の滅灯による交通の混乱が起きることを防止する。信号機電源付加装置は自動的に電気を供給して信号機を正常に動作させる装置で、緊急交通路など重要交差点を対象に整備を進めている。

## バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：地域住民・企業、高齢者と脆弱な若者、障がい者（児）、女性、性的及びジェンダーマイノリティ

貢献する SDGs:  

### ■多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備

- ・ 県有施設の整備・改修において、多目的トイレ、車いす席、エレベーター等を整備し、バリアフリー化を推進する。
- ・ 徳島県では、障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、地域におけるすべての人が暮らしやすい社会（ユニバーサル社会）の実現を目指し、平成 17 年に「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」を定め、平成 19 年に「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」を制定している。基本指針のなかでは、様々な手段や機会を通じ、広く県民に情報を提供するなど、ユニバーサルデザイン製品の普及に努めるとともに、県自ら率先して公共事業等においてユニバーサルデザイン製品の積極的な利用を行うことなどで、県民の利用促進に努めるとしている。特に、街づくりの分野においては「とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、整備を推進している。

## 児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行うことが出来る環境の実現

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：子ども

貢献する SDGs: 

## ■児童館整備

- ・ 市町村が実施する児童館の施設整備事業に対し補助を行う。児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を高め、地域における児童の健全育成を図る。

### あらゆる人々の教育機会の確保

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：こども、障がい者(児)

貢献する SDGs: 

## ■県立学校施設の長寿命化

- ・ 「徳島県立学校施設長寿命化計画」にもとづき、学校施設を長く、賢く使えるよう建物を計画的に整備し、建物及び設備の機能維持・回復を行いながら、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境を確保する。
- ・ 徳島県の県立学校施設は昭和 40 年代後半に集中して建築されている。施設の耐震化はほぼ終えた状況にあるが、今後も安全・安心な教育環境を維持していくために、施設の状況に応じ、老朽化による機能低下や不具合の拡大を防ぐ適切な修繕や更新を行う。そのほか、教室への空調整備やトイレの更新など、快適な教育環境を確保するための取り組みに加え、災害時に地域の避難所となるための安全性やライフラインの確保等の機能の強化などを行う。

### 障がい児(者)の安心・安全の確保

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：障がい者(児)

貢献する SDGs: 

## ■社会福祉施設等における施設整備(補助含む)

- ・ 社会福祉施設利用者の安心安全を確保するため、施設の耐震化や感染症対策等の施設整備にあわせ、重度障がいへの対応等の課題を解決する環境を整備し、住み慣れた地域で暮らす「地域移行の推進」を支える機能の充実を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

### ダイバーシティの推進

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々：障がい者(児)

貢献する SDGs:  

## ■ 県立支援学校における施設整備

- ・ 県立特別支援学校の施設整備を進める。「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書」では、国府支援学校をダイバーシティの先導モデルとして整備する方針を示し、小学部から能力を伸ばし適性を見いだす「個別トレーニング室」「生活学習室」「感覚遊具室」「カームダウン室」、基礎的な職業スキルを高める「ビルメンテナンス実習室」「介護実習室」「接客実習室」「流通実習室」、地域一体型のキャリア教育を推進する「多機能型作業室」「食品製造実習室」「商品開発室」、卒業後の生活を見据えた社会体験を行う「コミュニティショップ」「カフェレストラン」、知的障がい者の文化・スポーツ活動を推進する「多目的ホール」などの施設整備を計画している。

## ■ 精神障がい者地域共生総合支援

- ・ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行うグループホーム等の整備を支援し、精神障がい者の医療機関から地域生活への移行を図る。
- ・ グループホームの利用を促進するとともに、重度障がい者にも対応した支援体制の充実を図り、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進める。

## 交通安全対策の推進

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々：地域住民・企業、障がい者(児)、自然災害の罹災者

貢献する SDGs: 

## ■ 道路のバリアフリー化(視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応化、歩行者支援装置の整備)

- ・ 視覚障がい者用付加装置(歩行者用信号灯器の青表示のタイミングに合わせて音響を発生し、視覚障がい者が横断する方向を誘導する装置)、信号の高齢者等感応化(高齢者・足の不自由な人などが横断に時間がかかる場合に、歩行者青信号を通常よりも長くできるようにする機能改良)、歩行者支援装置(Bluetoothにより信号機からスマートフォンに歩行者用信号の表示色情報等を送信し、交差点名や歩行者用信号の表示色を画面表示するほか、音声や振動等で確認することにより信号交差点における視覚障がい者の方の横断を支援する装置)など設備・機能を整備し、道路のバリアフリー化を進める。

## あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保

事業区分：手ごろな価格の住宅

対象となる人々：県営住宅を必要とする人々

貢献する SDGs:  

## ■ 県営住宅建設

- ・ 県営住宅において、既存ストックの有効活用・更新を図る改善事業及び防災・減災事業を実施する。

- ・ 「第 4 次徳島県住生活基本計画」では、公営住宅等ストックについて、老朽化の状況、県内に居住する世帯数や民間住宅ストックにおける空き家戸数の推移などを考慮し、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の公営住宅の供給目標量を 6,700 戸と設定している。戦略的な維持管理を行うことにより、持続可能な住宅セーフティネットの構築を図る。
- ・ 被災者を対象とした応急仮設住宅の供給については、短期間で準備が可能な借上型による供給を基本としつつ、住家被害の程度や要配慮者の状況等に応じて、建設型を準備する。更なる被害が生じる場合には、市町村等とも連携し、自力再建への支援や災害公営住宅の建設等の対策も検討・実施するとしている。

### 3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境・社会面の目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

#### (1) 環境面での目標・社会的な目標

- ・ 各グリーンプロジェクトの環境面での目標、ソーシャルプロジェクトの社会的な目標(ボンド発行を通じて実現しようとする環境面でのメリット、社会的なメリット)は本オピニオン P1~3 の表に記載のとおり。

#### (2) 規準

- ・ 本フレームワークで適格プロジェクトとした事業は「徳島新未来創生総合計画」に基づく施策として環境・社会課題の解決を図るものであり、確実な環境改善効果・社会的成果を見込めるよう選定されている。

#### ■徳島新未来創生総合計画

- ・ 徳島県における令和 6 年度からの県政運営指針として、県民と共に推進する政策の基本的な方向をまとめた「徳島新未来創生総合計画」を策定している。
- ・ 本計画は、徳島県の他の各分野の計画に対して、最上位に位置する総合的な計画として、予算編成や事業の立案などの基本となるものである。
- ・ SDGs の「持続可能で誰一人取り残さない社会の実現」という基本理念に沿い、10 年先を見据えた、徳島県が目指すべきビジョンとして「未来に引き継げる徳島」の実現を掲げ、ミッションとなる「安心度 UP」「魅力度 UP」「透明度 UP」、5 年で取り組む重点施策を「戦略」「戦術」「KPI」で明らかにし、様々な取組を推進していく。

ミッション	戦略（ミッションを達成するための政策群）	
安心度 UP	1	徳島新未来創生に向けた教育再生
	2	一人ひとりが自分らしく輝ける社会づくり
	3	切れ目のない子育て支援をはじめとした「こどもまんなか社会」の実現
	4	グリーン社会の構築
	5	健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実
	6	危機管理体制の充実と県土強靱化（レジリエンス）の推進
	7	県民生活の安全・安心確保
魅力度 UP	8	観光立県の推進～徳島観光復活ビッグバン～
	9	文化芸術の振興
	10	スポーツ立県の推進
	11	攻めの農林水産業
	12	地域経済を牽引する企業の成長と新産業の創生
	13	労働力・後継者不足対策の推進
	14	国内外から選ばれる魅力的な地域づくり
透明度 UP	15	開かれた県政運営の推進
	16	時代のニーズに対応する県政運営体制
	17	持続可能な財政運営の推進

[出所：徳島県]

### (3) プロジェクトの評価・選定のプロセス

- 適格プロジェクトは、徳島県企画総務部財政課が各部局にヒアリングを行い、環境・社会面での便益が見込まれるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、財政課長が最終決定する。

### (4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- 適格プロジェクトについては、各種法令等に沿って対応し、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮する。
- 除外規準として、調達された資金は、下記に関連するプロジェクトには充当しないこととしている
  - ・所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄・腐敗・恐喝・横領等の不適切な関係
  - ・人権・環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

## 4. 調達資金の管理

調達資金をグリーン/ソーシャルプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 地方自治法第 208 条に基づく会計年度独立の原則に基づいて、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入(地方債によって調達された資金もこれに含む)をもってこれに充てられる。従って、調達された資金は、当該会計年度中に適格プロジェクトに充当される。なお、各適格プロジェクトの充当状況については、企画総務部財政課と各部局予算決算担当課が連携して充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう管理する。会計年度の終了時には、適格プロジェクトを含む徳島県の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受ける。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認される。
- ・ 調達された資金は、徳島県の会計制度に基づいた歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上に資金使途と支出額を明確に示す。
- ・ 未充当資金が発生した場合には、充当されるまで、徳島県公金管理指針に基づき、現金または安全性の高い金融資産で運用する。

## 5. レポーティング

開示のタイミング、方法、開示事項が示されている。グリーンプロジェクトの環境改善効果に係る指標・ソーシャルプロジェクトの社会的効果に係る指標は、環境面での目標・社会的な目標に整合している。レポーティングは適切である。

### (1) 開示の概要

- ・ 資金を充当したプロジェクト名及び充当金額については、徳島県のウェブサイトにて、起債した年度の翌年度に開示する。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。
- ・ 資金を充当したプロジェクトの実施により得られた以下の環境改善効果及び社会的成果に関する指標等を、実務上可能な範囲で、徳島県のウェブサイトにて少なくとも起債した年度の翌年度に開示する。なお、プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。

### (2) 環境・社会的効果に係る指標

- ・ グリーンプロジェクトの環境改善効果、ソーシャルプロジェクトの社会的効果の開示に関しては以下の内容を予定しており、環境面での目標・社会的な目標に整合している。

■グリーンプロジェクト

適格プロジェクト例	レポート項目
<p>&lt;再生可能エネルギー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設への再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備や蓄電池等)導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub> 排出削減量(t-CO<sub>2</sub>)</li> <li>・再生可能エネルギー使用量(kWh)</li> <li>・導入台数</li> </ul>
<p>&lt;エネルギー効率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設における高効率機器(LED等)の導入</li> <li>・県有施設の ZEB 化またはそれに準ずる省エネ化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub> 排出削減量(t-CO<sub>2</sub>)</li> <li>・ZEB 認証水準</li> <li>・BEI の数値</li> <li>・導入数</li> </ul>
<p>&lt;クリーン輸送&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮車の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub> 排出削減量(t-CO<sub>2</sub>)</li> <li>・導入数</li> </ul>
<p>&lt;生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水域環境保全(藻場の造成)</li> <li>・森林整備</li> <li>・林道整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備箇所名</li> <li>・箇所数</li> <li>・整備面積(ha)</li> <li>・林道開設・改良・舗装実績(m)</li> <li>・漁獲増加量</li> </ul>
<p>&lt;気候変動に対する適応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 河川改修・改良・維持補修</li> <li>➢ 老朽ため池等整備</li> </ul> </li> <li>・高潮対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 海岸保全施設整備</li> </ul> </li> <li>・土砂災害対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 治山(地すべり防止、急傾斜地崩壊対策)</li> <li>➢ 砂防</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備施設名</li> <li>・箇所数</li> <li>・整備内容</li> <li>・河川整備延長(km)</li> <li>・想定被害減少効果(戸数・人口・面積等)</li> </ul>

■ソーシャルプロジェクト

適格プロジェクト例	レポート項目		
	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害活動拠点施設の受変電設備の更新等</li> </ul>	実施内容	・整備箇所数	危機管理・防災体制の再構築
<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設の老朽化・防災対策</li> </ul>	実施内容	・利用者数	安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献

<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新ホール整備</li> </ul>	実施内容	・利用者数	包括的な地域コミュニティの実現
<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所や指定避難場所等の整備</li> <li>・農業水利施設の老朽化対策</li> <li>・漁港施設整備</li> <li>・水産物供給基盤機能保全</li> <li>・長寿命化計画に基づく施設整備(河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等)</li> <li>・橋りょうの修繕や震災対策</li> <li>・公園施設の防災機能の強化</li> <li>・港湾補修</li> <li>・災害対策拠点施設の長寿命化</li> </ul>	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体との防災協定締結実績</li> <li>・整備箇所数</li> </ul>	災害に強い持続可能で豊かな社会の実現
<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の整備や交差点改良</li> <li>・非常用信号機電源付加装置の整備</li> </ul>	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故死者数</li> <li>・整備箇所数</li> <li>・整備箇所</li> </ul>	交通安全対策の推進
<p>&lt;必要不可欠なサービスへのアクセス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備</li> </ul>	実施内容	・エレベーター、車いす用駐車場、多目的トイレ等の設置数	バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現
<p>&lt;必要不可欠なサービスへのアクセス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館整備</li> </ul>	実施内容	・利用者数	児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行うことが出来る環境の実現
<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校施設の長寿命化</li> </ul>	実施内容	・整備箇所	あらゆる人々の教育機会の確保
<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等における施設整備(補助含む)</li> </ul>	実施内容	・災害や感染症の流行等の緊急時における障がい児(者)の受入れ可能人数	障がい児(者)の安心安全の確保

<p>&lt;必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立支援学校における施設整備</li> <li>・精神障がい者地域共生総合支援</li> </ul>	<p>実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者数</li> <li>・個別指導計画の目標達成率</li> <li>・技能検定受検者数</li> <li>・地域と共に SDGs 達成に向け取り組んだ活動回数</li> <li>・カフェ等、社会体験のための施設の利用者数</li> <li>・グループホーム入所者数</li> <li>・地域生活移行者数</li> </ul>	<p>ダイバーシティの推進</p>
<p>&lt;必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路のバリアフリー化（視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応化、歩行者支援装置の整備）</li> </ul>	<p>実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故死者数</li> <li>・整備箇所</li> </ul>	<p>交通安全対策の推進</p>
<p>&lt;手ごろな価格の住宅&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅建設</li> </ul>	<p>実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修戸数</li> </ul>	<p>あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保</p>

以上

**【留意事項】**

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。